

令和 7 年度神山町簡易水道広野区域ほか漏水調査業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、配水管・給水管及び弁栓類からの漏水を早期に発見し、無効水量を減少させ有収率の向上を図るとともに、漏水に起因する道路の陥没を未然に防止し、水道施設の維持管理等における資料とするものである。

2. 業務名称 令和 7 年度神山町簡易水道広野区域ほか漏水調査業務委託

3. 業務箇所 神山町阿野

4. 業務の種別は、次のとおりとする。

a. 作業計画、現場下見調査(図面整理・事前調査)	44.6km
b. 戸別音聴調査(昼間作業)	641 戸
c. 弁栓音聴調査(昼間作業)	44.6km
d. 路面音聴調査(昼間作業)	44.6km
e. 漏水確認調査(昼間作業)	44.6km
f. 報告書作成(図面作成・報告書作成)	1 式

5. 調査技術者

受注者は、調査業務に従事する次の技術者を発注者に届け出るものとする。

(1) 調査主任技師

調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、実務経験を 7 年以上有する者とする。

(2) 調査技師

漏水調査及び管路探知器等の作業の実務経験を 3 年以上有する者とする。

6. 契約時の書類提出について

6-1 受注者は、契約締結後 14 日以内に下記に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- ・現場責任者等届
- ・技術経歴書
- ・従事者名簿
- ・工程表
- ・漏水調査作業計画書

7. 身分証明書

7-1 身分証明書の発行について、受注者は発注者に氏名、生年月日を記載した身分証明書発行願を提出し、発注者はこれを受け業務を受託していることを証する身分証明書を発行す

るものとする。

7-2 この仕様書に係る業務に従事の際は、受注者は発注者の発行する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、すみやかに呈示しなければならない。

7-3 受注者は、業務完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

7-4 履行期間中に身分証明書を紛失した場合、受注者はすみやかに氏名、生年月日を記載した任意書式の再発行願を提出し、発注者はこれを受け身分証明書を再発行するものとする。

8. 作業内容

(1) 現場下見調査

a. 配管図と照合を行い、現地の管路・仕切弁・消火栓等の位置を確認するとともに、管種・埋設深度・地形及び調査時の障害となる施設や交通量等の状況を把握する。また、調査対象となる水道施設全般を把握すること。

(2) 戸別音聴調査

- a. 調査区域内の各戸給水管の止水栓又は量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水音(漏水疑似音)を発見する。なお、その漏水音発見箇所をスプレー等でマーキングする場合は建物等に十分留意すること。
- b. 敷地内に立ち入るときは、所有者の了解を得たうえで調査するものとする。

(3) 弁栓音聴調査

仕切弁・消火栓等の管路付属施設を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水音(漏水疑似音)を発見する。

(4) 路面音聴調査

管路上の路面において、漏水探知器等を用いて漏水音(漏水疑似音)を発見する。

(5) 漏水確認調査

音聴調査完了後、漏水発見箇所を確認し不確実と思われる箇所については、ポーリングにより確認するものとし、その時漏水探知器を使用し、疑似音、少量の漏水の判別がより確かなことを確認する。

(6) 報告書作成

本調査の結果について、調査対象とした地区の漏水発見結果を分析し仕様書に基づいてデータ整理、検討、考察、整理し、報告書としてまとめる。

9. 提出書類

(1) 着手関連書類

(2) 漏水調査作業計画書

- (3) 漏水調査日報
- (4) その他担当者の指示するもの
- (5) 業務完了報告書 1 式(調査報告書・作業日報・現場写真等)

10. その他の事項

- (1) 各現場においては、付近住民に迷惑をかけないように注意するとともに、事故防止に万全の策を講じて作業中の事故や関係住民からの苦情等については乙が責任をもって解決すること。
- (2) 作業中は必ず身分証を携行し必要に応じ提示すること。
- (3) 夜間作業を行うときには、蛍光塗料等のついた安全服を必ず着用すること。
- (4) 漏水確認調査については、地下埋設物に十分注意し、もしポーリング作業等で破損した場合は、神山町建設課水道係に速やかに連絡し指示に従う。
- (5) 本業務においては、仕様書・設計書・図面等に明確でなくても調査上、必要となる機材等は、乙が負担することとし、その都度甲に報告すること。
- (6) 調査に関する写真は全てカラー写真とし、まとめて整理し提出する。
- (7) 調査期間中は、乙は常時連絡が取れるよう携帯電話を携行する。
- (8) 調査期間中における業務箇所での緊急調査は、業務に含むものとする。